



NextChallenge2020
感謝の気持ちを伝えます。これからもずっとそばに。

コツ
コツ
積み重ねて
資産形成



[ニーサ] 少額投資非課税制度

NISA口座開設キャンペーン

NISAとは…

NISA「ニーサ」とは、平成26年1月より開始された日本版ISA（少額投資非課税制度）の愛称で、年間100万円（平成28年以降は120万円）までの上場株式・公募株式投資信託等への新たな投資について、配当金・分配金および売却益が非課税となる個人投資家向けの税制優遇制度です。

**NISA
口座開設
特典**

[キャンペーン期間] 平成28年1月4日(月)～平成28年9月30日(金)

- ① キャンペーン期間中にNISA口座開設手続きが完了したお客様
- ② キャンペーン期間中にNISA口座のお申込みをいただき、平成28年11月末までにNISA口座開設手続きが完了したお客様に

もれなく

1,000円プレゼント!!

【キャンペーンご留意事項】●NISA口座の開設にあたっては、当社での証券総合口座が必要となります。●平成28年9月30日までに当社でNISA口座を申込み（申込書、住民票等の必要書類のご提出）いただいたお客さまが対象となります。●平成28年11月末までにNISA口座開設手続きが完了しなかった場合（他の金融機関でNISA口座の申請をされた場合など）はキャンペーンの対象外となります。●1,000円のプレゼントは平成28年2月以降、順次、証券総合口座に入金させていただきます。ただし、入金処理日に証券総合口座を解約されている場合は、キャンペーンの対象外となります。●ジュニアNISAは、本キャンペーンの対象外となります。（平成28年1月4日現在）

リスク等について

金融商品にご投資いただく際には、各商品に所定の手数料等（株式取引の場合は約定代金に対して上限1.2420%（消費税込）、ただし最低手数料2,700円（消費税込）の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料及び信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただく場合があります。金融商品には株式相場、金利水準の変動などによる「市場リスク」、金融商品の発行者等の業務や財産の状況等に变化が生じた場合の「信用リスク」、外国証券である場合には「為替変動リスク」等により損失が生じる恐れがあります。また新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」などがあります。各金融商品等ごとに手数料及びリスクは異なりますので、金融商品等の取引に際しては、当該商品等の契約締結前交付書面等をよくお読みください。

お取引開始に際しては、《目論見書》等やお客様向け資料をよくお読みください。

※NISAの詳細については、裏面をご覧ください。



西日本シティT証券

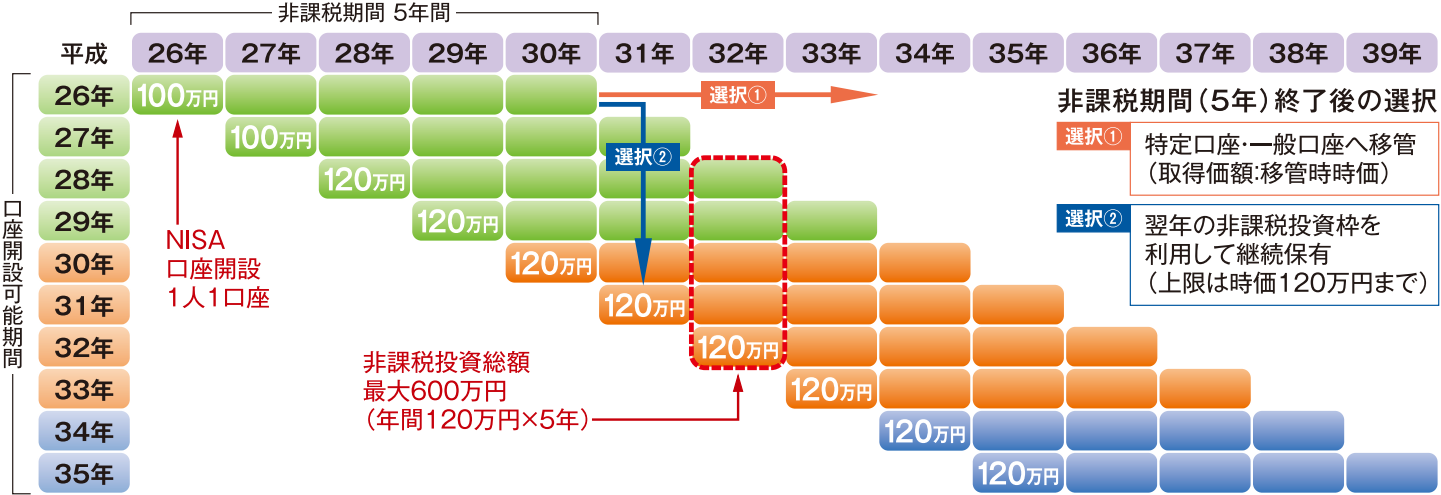
商号等:西日本シティT証券株式会社 金融商品取引業者
福岡財務支局長(金商)第75号 加入協会:日本証券業協会

(H28.1-5,000)T

NISAの概要

NISA口座を開設できる方	その年の1月1日現在において 満20歳以上 で国内に居住されている方
非課税となる対象	上場株式・公募株式投資信託等 の配当金・分配金・売却益 ※投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、NISA口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のため、NISA制度の非課税メリットを享受できません。
投資できる期間	10年間（平成26年1月1日～平成35年12月31日）
投資できる金額	毎年、新規購入額で 120万円まで
非課税で運用できる期間	5年間 ※非課税投資総額は 最大600万円 （年間120万円×5年）
非課税期間終了前の売却	いつでも可能。但し、売却部分の非課税投資枠の再利用はできません。
非課税期間終了時の取扱い	非課税期間（5年）終了後は、以下の選択ができます。 ①課税扱い口座（特定口座や一般口座）へ移管する。 ②翌年（6年目）の非課税投資枠（時価120万円まで）へ移管する。
お手続き	NISA口座の開設が必要となります。※ 全金融機関で1人につき1口座のみNISA口座の開設が可能です。（金融機関を変更した場合を除く。）

制度イメージ



もっと知りたいNISA…

- Q** 現在保有している有価証券はNISA口座へ入りますか？

A 既に保有されている有価証券はNISA口座へ入れることはできません。NISA口座へ入れることができるのは、新しく購入される上場株式（ETFやREITを含みます）、公募株式投資信託等となります。
- Q** NISA口座は複数口座の開設はできますか？

A NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、お1人1口座（1金融機関）しか開設できません。※金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、NISA口座で保有する有価証券を非課税扱いのまま（NISAのまま）、他社へ移管することはできません。
- Q** NISA口座での購入は2回以上に分けて買付けてもいいですか？

A 年間（1月～12月）の投資金額の合計が120万円までの範囲であれば、複数回に分けて買付けることができます。
- Q** NISA口座で売却損失が生じた場合、他の上場株式等の売却益や配当金等との損益通算ができますか？

A NISA口座では、売却益や配当等が非課税になる一方で、売却損失については税務上無かったものとしてみなされます。そのため、NISA口座内の売却損失については、他の口座との損益通算や損失の繰越しはできません。

- Q** 非課税期間内でも売却はできますか？ また、売却しなかった場合はどうするのですか？

A 非課税期間内でも、いつでも売却が可能です。ただし、ご売却された部分の**非課税投資枠の再利用はできません**。また、非課税期間（5年）終了まで保有された場合は、お客様のご判断で以下の取扱いが可能です。
①課税扱い口座（特定口座・一般口座）へ移管することができます。なお、課税扱い口座移管後の取得価額は移管時の時価となります。
②翌年（6年目）の非課税投資枠（時価120万円まで）を利用して、さらに5年間の非課税扱いを継続することができます。
- Q** 上場株式等の配当等については、NISA口座で保有するだけでは非課税の適用が受けられず、一定の要件が必要であると聞きましたが、どのような要件ですか？

A NISAの非課税の適用を受ける配当等は、NISA口座を開設する金融機関経由で交付されたものに限られます。NISA口座を開設する金融機関の取引口座で配当等を受領する「株式数比例配分方式」を選択していただく必要があります。
- 当リーフレットは、平成27年12月現在の法令・制度等の情報にもとづき作成しており、今後の法令・制度の変更等により内容が変更される場合があります。